

## 栃木県看護大会大会長表彰規程

(目的)

第 1 条 保健師・助産師・看護師・准看護師で看護業務に長年にわたり貢献した者を表彰することによって看護業務の発展と看護職の意欲の向上を図る。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象は保健師・助産師・看護師・准看護師で、各号の選考基準に該当する者とする。

- (1) 保健師・助産師・看護師・准看護師として県内に概ね 20 年以上就業している者。
- (2) 看護業務の啓蒙、看護技術の改善または看護職員の指導について、顕著な功績を遺した者。
- (3) 就業態度が誠実勤勉であり、かつ人格が高潔であって、他の模範となる者。
- (4) 所属団体の役員・委員・講師として、組織の発展に貢献した者。

(受賞候補者推薦)

第 3 条 受賞候補者の推薦は、次の所属団体の長が行う。

- (1) 公益社団法人栃木県看護協会長
- (2) 日本精神科看護協会栃木県支部長
- (3) 一般社団法人栃木県助産師会長

2 次の書類を、地区支部長は選考委員会に提出する。

- (1) 受賞候補者推薦調書 様式第 1 号 (第 3 条 2 項関係)
- (2) 受賞候補者功績調書 様式第 2 号 (第 3 条 2 項関係)

(選考委員)

第 4 条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人栃木県看護協会長
- (2) 日本精神科看護協会栃木県支部長
- (3) 一般社団法人栃木県助産師会長
- (4) 公益社団法人栃木県看護協会協議会
- (5) 看護大会準備委員長

(補足)

第 5 条 過去に同一の理由で知事表彰又は、同等以上の表彰を受けた者は対象から除く場合もある。

(規程の変更)

第 6 条 この規程による変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和 62 年 6 月から施行する。
- 1 この規程は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条2項関係)

受賞候補者推薦調書

地区支部名

推薦理由 及び 選考経過				
順位	種別	氏名	現住所	勤務先

様式第2号(第3条2項関係)

## 受賞候補者功績調書

推薦者 職

氏名

ふりがな 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 歳
受賞候補者 職種区分		業務従 事年数	年 月
本 籍		勤 務 先	名 称
現 住 所			住 所
略  歴			
業 務 の 概 要 ・ 役 員 委 員 歴			
表 彰 歴		備 考	